

公益財団法人藤沢市まちづくり協会
次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画

職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員全員が働きやすい環境を作ることに
よって、すべての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計
画を策定する。

1. 計画期間 令和 2年 4月 1日 ~ 令和 7年 3月 31日までの 5年間

2. 内容

目標 1：産前産後休業や育児休業、育児休業給付、育休中の社会保険料免除など
子育てに関する制度や就業規程の周知、情報提供を行う。

<対策>

- 各年 4月 法に基づく諸制度の調査・確認を行う。
- 令和 2 年度～令和 3 年度
諸制度の周知、情報提供を行うための定期的な社内広報を検討する。
- 令和 4 年度～令和 7 年度
社内広報による定期的なアナウンスを実施する。

目標 2：子どもの出生等における父親の休暇取得を推進する。

<対策>

- 男性職員の育児参加のための諸制度による休暇取得に対する職場の理解を推進する。
- 休暇取得しやすい職場になるよう、担当業務の標準化・共有化を推進する。

取得目標：

満9歳に達する日以後の最初の3月31日 までの間にある子を養育する男性職員の年次
有給休暇以外の休暇取得 年 3 日以上